

総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会
放射性廃棄物WG「中間とりまとめ（案）」に対する
パブリックコメントの結果について

放射性廃棄物WG「中間とりまとめ（案）」について、以下の要領にてパブリックコメントを実施いたしました。御意見の概要及び御意見に対する考え方は別紙のとおりです。

1. 実施要領

- (1) 実施期間：平成26年3月20日（木）～平成26年4月18日（金）
- (2) 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）ホームページ、経済産業省ホームページへの掲載により周知を図り、e-Gov、FAX、郵送により御意見を募集。

2. 実施結果

- (1) 御意見の到達件数（提出者数）：218件（122名）
- (2) 御意見の概要と御意見に対する考え方：別紙

パブリックコメントに寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方

※御意見の全体像がわかるように、代表的な意見（同旨の御意見が5件以上あるもの）を抽出し、整理しております。

※なお、「寄せられた御意見の概要」の欄には、いただいた複数の御意見を要約して記載しています。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
1.	放射性廃棄物を生み出し続ける原子力発電・再処理は止めるべき。「総量管理」により廃棄物の発生量の上限を定めるべき。（意見提出者：83名） ➤ 原子力政策を見直し、原発は即廃止すべき。無用で危険なプルトニウムを増やさないため、また、無駄な浪費をしているだけの核燃料サイクルから即時撤退すべき。 ➤ 高レベル放射性廃棄物の最終処分について処分方法が確立していない中で、高レベル放射性廃棄物を生み出し続ける原発の再稼働や核燃料サイクルは止めるべき。原発はすべて廃炉にしてこれ以上廃棄物を増やすべきではない。 ➤ 高レベル放射性廃棄物の総量を確定するべき。これ以上使用済燃料を増やさないということを基本に据えなければ、最終処分に関する国民合意は得られない。 ➤ エネルギーや原子力政策全体に関する政府や関係者の信頼を取り戻さない限り、どんな議論も提案も国民には受け入れられない。 ➤ 報告書21ページのスウェーデンの事例については、脱原発政策が放射性廃棄物処分場の設置に役立った旨の発言がSKBからなされており、この事例から学術会議の提言を否定すべきで	○ 原子力発電の是非も含めたエネルギー政策については、これを検討していく上で、高レベル放射性廃棄物の問題が重要な論点の1つであると考えています。 ○ 他方でエネルギー政策を、放射性廃棄物の問題のみを持って決定することは適切では無く、資源に乏しい我が国において、エネルギーセキュリティをいかに確保するか等、いわゆる「3E+S」の視点に立って決定していくことが不可欠であり、このような考え方に基づき、エネルギー政策全体の検討を行う基本政策分科会に対し数次にわたり報告を行ってきたところです。 ○ その上で、最終処分問題について検討する前に社会的合意が不可欠との意見もありますが、原子力政策についての考え方やそれに対する社会的合意については世代毎に変化するものであり、一方で、既に放射性廃棄物が存在しているという現実があります。 ○ したがって、原子力政策に対する社会的合意とどちらが先と

	はない。処分の対象は既存の原発運転分であり、リプレイスなど将来分は含めておらず、総量管理をしている。 ➤ 使用済燃料は、乾式貯蔵キャスクである程度の期間地上管理して放射能レベルを下げて、直接処分することを検討すべき。 ➤ 有害なゴミばかりを出す暮らし方は、改めるべき。	言うことではなく、並行的に可逆性・回収可能性を担保した形で地層処分に向けた取組を進めることが必要であり、その上で、最終処分の問題が原子力利用における避けて通れない課題の1つであることをしっかりと認識し、原子力政策のあり方と合わせて理解を得ていく努力を続けなければならないと考えています。 ○ なお、先般閣議決定されたエネルギー基本計画（平成26年4月11日閣議決定）においては「原発依存度については、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入や火力発電所の効率化などにより、可能な限り低減させる」とされており、原発依存度をできる限り低減させていく方針です。
2.	現世代の責任とは何か。原子力発電を推進してきた一部の者の責任ではないか。（意見提出者：22名） ➤ 現世代が核のゴミを生み出したというのは誤り。原子力ムラの人たちの責任を国民に押しつけ、現世代に責任を転嫁しようとしている。原発を使って欲しいといった覚えもないのになぜ処分を引き受けなければならないのかという反発が国民の中にはあることに誠実に向かい合うべき。 ➤ 製造者責任、汚染原因者責任を明確にすべき。原子力を推進してきた者に責任を取らせた上で解決策を検討すべき。電気事業者の責任をより明確に記載すべき。処分すら決まっていなまま原発を動かしてきた方々（国）の責任を追及すべき。 ➤ 将来世代に巨大な負債を残すことにもなるにも拘わらず、原子力発電を導入した世代と、それ以降の原子力発電が所与の条件として生まれてきた世代をまとめて現世代と証することには	○ 高レベル放射性廃棄物については、これを直接的に発生させた電気事業者等が一義的な処分責任を負うべきことは御指摘のとおりです。 ○ 一方で、これまで原子力発電を利用してきた現世代は、好むと好まざるとに関わらず、社会として原子力発電を利用し、高レベル放射性廃棄物を発生させてきており、（これらの廃棄物の管理や処分に伴い何らかの負担を負う可能性のある）将来世代との対比において、廃棄物を発生させた世代としての責任があります。 ○ したがって、3.（1）で記載のとおり、原子力発電を利用してきた現世代（や今後利用する世代）は、これに伴い発生する廃棄物について、後続世代の負担を最大限軽減するた

	違和感を持つ。	め、長期にわたる制度的管理／人的管理に依らない「最終処分」を可能な限り目指すことが必要と考えています。 ○ いただいた御意見を踏まえ、このような趣旨を明確にするため、3.（1）の7行目を「原子力発電を利用してきた現世代が」と修正します。
3.	高レベル放射性廃棄物については、廃棄物の発生者としての責任を有する地域（原子力施設立地地域又は電力大消費地）で管理・処分されるべき。（意見提出者：6名） ➤ より安全な方法についての研究が進むまでは、この問題は保留し、現存する廃棄物はそれを生み出した各原発サイトで厳重に管理されるべき。 ➤ これまでに排出した廃棄物は各々の原発敷地内で責任を持って最終処分すべき。原発立地場所は地震・津波に安全な場所が選定されており、最適である。 ➤ 電力を大量消費してきた大都市消費者の責任は免れない。最終処分地は電力大消費地が受け入れるべき。	○ 原子力発電については、原子力施設立地地域や電力大消費地に限らず、日本全国がその便益を享受してきており、最終処分の問題は日本全国で解決すべき課題です。 ○ 処分地の選定にあたっては、処分の安全性が十分に確保できる地点を選定することが必要であり、4.（1）で記載のとおり、科学的により適性が高いと考えられる地域を示す等を通じ、地域の地質環境特性を科学的見地から説明し、立地への理解を求めるべきと考えています。 ○ なお、地層処分は、地下深部の地質環境が有する閉込め機能を活用し、万年オーダーの超長期にわたり放射性廃棄物を人間環境から隔離するものであり、原子力発電所の立地に求められる安全性とは異なります。
4.	安定した地層がない我が国において、安全に地層処分を行うことが本当にできるのか。（意見提出者：31名） ➤ 地層処分が前提となっているが日本で可能とは思わない。日本の国土は他国とは全く異なる構造。地震が頻発する日本で安全	○ 高レベル放射性廃棄物については、3.（1）に記載のとおり、将来世代の負担を最大限軽減するため、長期にわたる制

に地層処分することはできないのではないか。 ➤ 日本学術会議からも「地層処分の安全性について専門家間の十分な合意がない」との指摘がある中、地層処分が実現可能とした理由を明らかにすべき。 ➤ 「適性の高い地域を提示することは技術的に可能」としているが、その根拠は何か示すべき。 ➤ 地層処分技術 WG に関わる記述は、本WGで議論されておらず、地層処分に関する有望地が存在することを議論無しで追認することはできない。	度的管理／人的管理に依らない「最終処分」を可能な限り目指すことが必要であり、そのため、現世代は、最終処分に向けた取組を具体的に進めていくことが必要です。 ○ 最終処分の方法としては、地層処分が現時点で最も有望であるとの国際的共通認識です。我が国においても、1960 年頃より様々な処分方法が検討された結果、1976 年に「当面地層処分に重点をおき研究開発を進める」ことが決定され、その後 20 年以上の研究成果を踏まえ、2000 年に原子力委員会において、我が国でも地層処分が技術的に実現可能であると評価されています。 ○ 御指摘のとおり、変動帯に位置する我が国においては、超長期の期間における地質環境の安定性について懸念を指摘する専門家もあり、安定大陸に位置する北欧諸国に比べ、地層処分を実施する上で不確定なリスクが存在することも事実ですが、現時点では地層処分に代わるだけの処分方法は確立されておらず、地層処分は、現時点で我が国において実現可能性が示されている唯一の方法です。 ○ したがって、最終処分に向けた取組を具体的に進める責任を有する現世代としては、現時点の科学的知見の限界や不確実性を認識したうえで、地層処分に向けた取組を最大限進めるとともに、3.（4）に記載のとおり、最終的に地層処分を実施する、すなわち処分場を埋め戻し、管理の手を離すまでの間は、可逆性・回収可能性を維持し、将来世代が地層処分の方針を見直せる余地を残すこととしました。処分場閉鎖の判断がなされるまでの間、代替処分方法の研究開発を並行的
--	---

	地上で永久に保管すべき。(意見提出者：11名) ➤ 乾式キャスクに封じ込めて、地表の目のつくところで忘れ去られぬよう管理するのが、現在の世界の科学のレベルの最善。きちっと監視を続けていくことが、今残されている唯一の方法。 ➤ 地層処分できる安定的な場所がない中、より安全な地表面で管理されるべきで、決して忘れてはならないメモリアルとしての保管場所を確保すべき。 ➤ 日本に安定した地層が確認できない中、再処理は行わず、廃棄物を生み出した電力会社が責任をもって、高レベル放射性廃棄物をプールの中で、安全な状態になるまで保管する以外方法はない。	に実施し、処分方法の再検討を継続的に実施していきます。 ○ なお、地層処分の技術的信頼性については、昨年10月より、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会地層処分技術WGにおいて、関連学会から推薦された専門家等により、最新の科学的知見を踏まえた再評価を進めています。同WGが本年3月に提示したとりまとめ(案)では、①地層処分に好ましい地質環境が我が国に存在するとの考え方が示されるとともに、②将来にわたり火山活動等の天然事象の影響を受けにくい場所を選定するための現時点の考え方・方法論が確認されています。地層処分の安全性について、国民の皆様の信頼を得られるよう、今後とも、地層処分の安全性を不断に向上させるとともに、その信頼性について定期的に確認してまいります。 ○ 高レベル放射性廃棄物は、数千年・数万年単位の超長期の期間にわたり、高い放射能を有します。このような超長期の期間にわたり人の手による能動的な管理(制度的管理／人的管理)を継続することについては、管理期間が長期化するほど、将来世代の負担が増大するとともに、i) 将来の社会において、社会的／経済的な事情の悪化に伴い、制度的な管理が失われるリスク、ii) 極端な自然事象等に遭遇するリスク(地上は、地下深部に比べ、自然事象やテロ行為に対し脆弱)といったリスク・不確実性も増大するため困難です。 ○ このため、3.(1)に記載のとおり、現世代としては、将
--	--	---

➤ 次世代や環境への影響を現世代が確認できない地層処分こそ、将来世代に対する責任を放棄している。地中での管理は次世代に大きな負担を強いる。 当面は暫定保管とすべき。（意見提出者：15名） ➤ 現段階で最終処分を絶対必要なものとして方針化すべきでない。地層処分に対して確実な見解がない中、科学的に優れた対処方法を取り入れることが可能となるよう核廃棄物を暫定保管すべき。確実な処分方法が確立した時点で改めて議論すべき。 ➤ 廃炉にした原発サイトでの乾式キャスクによる暫定保管と監視をすべき。 ➤ 火山列島、地震大国の日本では、当面百年間の保管体制に取り組むべき。	来世代の負担を最大限軽減するため、長期にわたる制度的管理／人的管理に依らない「最終処分」を可能な限り目指す必要があります。 ○ したがって、現世代は、将来世代が管理を継続できなくなったとしても大丈夫なように最終処分を実施可能にしておくべきではあるものの、想定している最終処分方法について十分な社会的信頼を得られていない段階においては、社会が実行可能な範囲で人的管理を継続し続けることを積極的に否定すべきではないとの考え方もあることから、可逆性・回収可能性を担保し、将来世代が最終処分に関する意思決定を見直せる仕組みとしてまいります。 ○ 日本学術会議回答で示された「暫定保管」は、一定の暫定的期間に限り、可逆性・回収可能性を確保した形で廃棄物を保管することにより、最終処分に関する社会的合意形成を図る時間や信頼確保に必要な研究開発等を実施する時間を確保するとともに、将来世代の柔軟性を確保する考え方です。 ○ 一方で、当面の保管により将来世代の柔軟性を確保すれば現世代の責務を果たせるわけではなく、前述のとおり、現世代は、将来世代が高レベル放射性廃棄物の管理を継続できなくなったとしても大丈夫なように、将来世代が必要なタイミングで最終処分を実施できるよう、最大限取り組む必要があります。 ○ したがって、現世代の責任として、最終処分の方法としては
---	--

		現時点で最も有望である地層処分にに向けた取組を最大限進めつつ、一方で、地層処分に不確実性が存在し社会的信頼が不十分な状況に鑑み、日本学術会議回答で示された「暫定保管」の考え方を踏まえ可逆性・回収可能性を担保することで、地層処分という方針を絶対的に変更不能なものとは捉えず、常に他の選択肢を留保しながら、今後の科学的知見の進展を踏まえ、将来世代が最良の処分方法を再選択することが可能となるよう適応的なアプローチを取ることが有力な対処方策であると考えています。
5.	第三者評価機関を公正・中立な形で組織し、活用していくべき。 (意見提出者：8名) ➤ 現状でなぜ信頼されていないのかを原因究明すべき。そうでなければ信頼される第三者評価は行えると思えない。 ➤ 原子力委員会は、原子力基本法に基づいて原子力の利用を推進する組織であり、このような組織は第三者機関として適切性に欠いている。真の第三者評価ができる組織の確保に向けた検討が必要。 ➤ 事業者と行政機関を排除し、地球物理や火山学などの専門家と法律家と地域住民で構成してはどうか。 ➤ 日本学術会議の検討委員会を独立した評価機関として位置づけるべき。	○ 第三者評価機関については、これまでも、総合資源エネルギー調査会や原子力委員会政策評価部会が、第三者評価を実施してきていますが、あくまで“応援団”的な視点からの検討が中心であったことから、5.(2)において記述したとおり、処分推進体制と異なる中立的な立場の機関が間に立って、処分地選定の過程や立地の適正について、“行司役”として監視していくと同時に、国民・地域に対して中立的な説明を行っていくことが必要だと考えています。 ○ そのためにも、御指摘のように、真の第三者評価ができる組織の確保に向けた検討が必要であると考えています。 ○ なお、原子力委員会については、平成23年3月11日に発生した東日本大震災と東京電力福島原子力発電所の事故による原子力を巡る大きな環境変化を踏まえ、その役割の見直しが求められており、「原子力委員会の在り方見直しのための

		有識者会議」を開催し、原子力委員会の抜本的な見直しに向けた検討が進められてきたところです。昨年 12 月にまとめられた報告書では、今後は原子力利用の推進を担うのではなく、原子力に関する諸課題の管理、運営の視点から活動することとし、委員会の中立性を確保しつつ、放射性廃棄物の処理処分などに関する機能に重点を置くなどの考え方が示されています。現在、こうした考え方を踏まえて、原子力設置法改正案が閣議決定され、これから国会で審議されることとなっています。今後このような形で新しい組織が設立された際には、新しい原子力委員会に第三者評価の役割を担ってもらうことも一つの重要な選択肢であると考えています。
6.	地域における合意形成の仕組みについて、地域住民が主体的に議論して判断できる仕組みを整備すべき。（意見提出者：9 名） ➤ 地域住民が主体的に「受け入れる」「受け入れない」を決定可能とする仕組み作りを支援すべき。最終的には住民投票で決定すると記載すべき。 ➤ 直接関係する市町村に加え、都道府県や周辺市町村も一体的に巻き込む形で議論できる仕組みを構築すべき。 ➤ 国からの申入れありきの選定プロセスは、国の圧力と交付金によって地元合意を取り付けるためのプロセスであり、地元の首長や有力者に根回しをし、住民は完全に外堀を埋められて結論だけを聞かされることとなるので、全面的な見直しが必要。 ➤ 財政的に苦しい自治体の頬を税金の札束でひっぱたいて処分地を決めるようなまねはすべきでない。高レベル放射性廃棄物について真剣に考える機会を奪うことに繋がるので、補助金な	○ 処分事業についての情報が自治体や一部の関心層で止まり、住民まで届いていないような状況では、適切に合意形成がなされることはもちろん、前向きに検討することも冷静に議論をすることも困難です。 ○ 処分事業の受入れについて合意形成が行われるためには、地域住民に適切に情報提供がなされ、地域住民の意見が処分事業に反映される仕組みを整備することが必要です。具体的には、実施主体と地元が適切な距離感・信頼感を持ったパートナーとして社会的共生関係を気付くことが重要であり、適切な情報提供がなされたうえで、地元主体で安全論理や地域の将来像等が検討され、それに基づき処分事業を適切に監視しつつ、処分事業と共生していくことが必要です。このような

	ど不明瞭な資金提供を一切すべきではない。最初から交付金を設定し応募を促すやり方は止めるべき。	点を踏まえ、当該地域の持続的発展に資するような総合的な支援策を政府一体で検討していくことが必要だと考えています。 ○ 各自治体における合意形成に当たっては、地元の範囲の考え方も含め、地域の事情に基づいて、処分事業の受入れの是非やその進め方について、住民参加の下、検討する場を設置できるよう、国としても必要なサポートを行うことを考えています。
7.	高レベル放射性廃棄物の問題を解決するためには、社会全体で合意形成を進めていくことが必要。（意見提出者 11 名） ➤ 高レベル放射性廃棄物の最終処分は、やむにやまれない不可欠な公益であることをもっと普及すべき。 ➤ 合意形成に関する諸手続きは、透明性、公平性、説明責任を確保することが必要。情報提供や議論の進め方に工夫が必要。丁寧に合意形成を進めるべき。 ➤ 国民に真実を伝えて信頼回復に努めるべき。都合の悪いことは隠すのではなく情報はオープンにしてともに考えて欲しいという姿勢で国民に向き合うことが必要。 ➤ 推進派のみならず、慎重派の説明会や討論会も必要。	○ 高レベル放射性廃棄物問題の解決に向けて取り組んでいくに当たっては、多様な立場の方々がそれぞれ真摯に議論を尽くし、段階的に社会的支持を得ていくことが不可欠です。そのためには、国や実施主体と国民・地域との間で、様々な議論の場を設けつつ、粘り強く応答的なやりとりを繰り返しながら時間をかけて解決策を見出していく、そうした取組を積み重ねていくことが重要であると考えています。 ○ 例えば、現在資源エネルギー庁で取り組んでいる、多様な意見を有する者が参画して議論を行う「双方向シンポジウム」のように、中立性に配慮するなど、議論の進め方にも十分配慮しながら取り組むことが重要です。 ○ また、その際には、国やNUMOは都合の良い情報だけを提供しているのではないかと不信感がある中で、情報公開の徹底と情報の客観性を確保することが重要であり、第三者評価の活用も含めて、信頼性確保に向けた取組を進めていく必

		要があると考えています。
8.	「可逆性・回収可能性」を具体的にどのように担保するのか明らかにすべき。(意見提出者：11名) ➤ 可逆性と回収可能性と言う概念が提示されているのは、一歩前進であり、評価する。しかし、可逆性はそれを担保するための社会システムが不明確であり、また回収可能性も技術的のみならず経済的にも担保するのか等、定義が不明確である。 ➤ 「可逆性・回収可能性」について、具体的なアプローチのあり方が何ら示されておらず、どのように可能となるのか不明瞭。技術的な担保が不十分。回収費用も現在の処分費用に含まれていない。本当に確保されるかどうか疑問。現実には保証する仕組みが必要。 ➤ 高レベル放射性廃棄物を運び入れているとき何か重大な事故が起きた場合、本当に安全に回収できるのか。地層処分も回収も大変難しいことであることを国民に知らせるべき。 ➤ 最終処分と回収可能性とは相容れない概念であり、回収可能な構造とした段階で最終処分場とはなり得ない。 ➤ 回収可能性の期間を、閉鎖までの間としているが、膨大な保管期間のわずか数十年の操業期間のみを対象とするのは、限定的な解釈。	○ 本報告書では、「最終処分」とは、人の手を離れても大丈夫なように「管理」の手間を減らしながら最終的に安全な状態していく概念として整理しています。 ○ 一方、可逆性・回収可能性を担保した地層処分とは、最終処分場に定置した廃棄物を、一定期間、回収可能な状態に維持し、その間、最終処分に関する意思決定を見直すことを可能にする考え方です。現在、国際的にも最も有望な最終処分の方法である地層処分を行うことを前提としつつも、この方針を絶対的なものとせず常に他の選択肢を留保しながら、今後の科学的知見の進展を踏まえ、将来世代が最良の処分方法を再選択することが可能とする方法です。それまでの間は管理を行い、人の管理の手間を徐々に減らしながら最終的に安全な状態にしていく概念であり、「最終処分」の概念と矛盾するものではありません。 ○ 可逆性・回収可能性については、現行制度でも考慮されていますが、それを積極的に担保する内容となっていなかったことから、3.(4)において記載したとおり、最終処分制度の枠組みの中で明確に位置づけるべきとし、処分場閉鎖の最終判断がなされるまでの間、代替処分オプションの研究開発等をはじめ処分方法の再検討を継続的に実施していくこと、その間の管理のあり方について、技術的な観点も含めて調査研究を行うこととしています。

		○ その上で、節目節目に意思決定ポイントを定め、そこで適切な意思決定ができるように公共的討議を進めていくことが重要であり、例えば、操業開始や処分場の閉鎖のような重要な判断を行う際には、しっかりと社会的合意形成プロセスを経ることが重要であると考えています。 ○ このような考え方にに基づき、回収可能性を維持する期間やその方法等、可逆性・回収可能性の担保のあり方について、最終処分制度の枠組みの中で具体化を図ってまいります。
9.	実施主体であるNUMOは、これまで何の実績も残しておらず抜本的に見直すべき。国も体制強化を図るべき。（意見提出者：11名） ➤ 活動についての反省も無く、何ら実績を残していないNUMOは不用であり解体すべきである。また、技術開発も成果が出ておらず研究開発させるのは無意味。 ➤ ガバナンスの確保の観点から実施主体のあり方を抜本的に見直すべき。 ➤ 実施主体は、組織としてのガバナンスの強化とあわせ、確かな技術能力を備えることが必須。JAEA から地層処分研究開発関連組織を切り離し、NUMO に統合すべき。 ➤ 国家機関としての責任体制が弱い。「国が前面に立って」とあるが、国がどのような役割を果たすのか、体制も含めて明記すべき。	○ 原子力発電環境整備機構（NUMO）は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づき、処分事業の実施主体として 2000 年に設立以降、全国の市町村を対象に最終処分場の立地に向けた文献調査の公募を実施するとともに、最終処分事業の認知度向上や応募の獲得に向けた立地活動・広報活動、安全な事業の実施に向けた技術開発等の事業を展開してきたところです。 ○ しかしながら、これまで公募を開始して以降 10 年以上経た現在においても、処分地選定調査に着手できていません。放射性廃棄物WGでは、その原因と改善策について、処分推進体制の観点からも検討してまいりましたが、その問題点は、5.（1）にも記載したとおり、NUMOの組織としての目標・アクションプランが明確でなく、経営責任も曖昧であるため、組織としての危機感が欠如していた点にあったと考え

		ています。このため、NUMOとしてのガバナンスを強化し、目的意識を持った組織へと変革するべく抜本的な改善策を改めて検討し、講じていくこととしています。 ○ その際には、発生者責任の原則に基づき電気事業者においても、人的・技術的サポート等行うとともに、国としてもNUMOの事業目標、活動内容、達成状況を定期的に評価するなどの取組を進めていくこととしています。 ○ なお、技術開発においても、NUMOは、最終処分事業の安全な実施、経済性及び効率性の向上等を実施することとされており、これまでも2010年に実施主体として必要な技術を取りまとめるなどの取組を進めていますが、必ずしも十分ではありませんでした。地層処分事業という長期に亘る事業を確実に実施していくための技術者の人材の育成や技術力の継続、国内外の研究開発機関等との連携強化等の取組を進めるなど、処分事業を安全に進めていく基盤を構築していくことが必要だと考えています。 ○ なお、日本原子力研究開発機構（以下、「機構」）が、北海道幌延町や岐阜県瑞浪市において、深地層研究施設を設置し、地層処分に関する研究開発を進めていますが、機構と当該研究施設が立地する地域との間の協定を遵守しつつ、機構の有する科学的知見をNUMOと共有するなどの連携を進めていくことが重要だと考えています。 ○ 一方、国の推進体制の強化については、いただいた御意見を踏まえ、このような趣旨を明確にするため、5. の25～28行目を、「国は、このような処分推進体制を前提とした上
--	--	---

		で、技術的・社会的信頼を確保するための方策を最大限講じていくとともに、そのための体制をしっかりと構築し、最終処分問題の解決に向け、前面に立って取り組む必要がある」と修正します。
--	--	---